

第5次稲敷市男女共同参画計画策定支援業務プロポーザル審査(評価)要領

1. プロポーザルの評価

- (1) プロポーザルの評価は、本要領に基づいて行い、それを参考にして、審査委員会の審議により選定する。
- (2) 参加表明書等の評価表及び配点は、下記のとおりとする。
- (3) 技術資料については、評価基準により、あらかじめ事務局で評価を行い、審査委員会に報告する。

2. 業務実施上の留意事項（次の場合は委員会に報告する。）

- (1) 企業の同種業務実績がない場合。
- (2) 主任技術者が同種業務の実績がない場合。
- (3) 主任技術者が提出者の組織に属していない場合。
- (4) 主任技術者が1名でない場合。
- (5) 主任技術者が、それぞれ他の担当者を兼任している場合。
- (6) 業務分野の大部分を再委託する場合。
- (7) 協力会社が稲敷市の指名停止を受けている期間中である場合。
- (8) その他、設定した条件を満たしていない場合。

3. 技術資料の確認

提出された技術資料について、次の評価基準に基づき評価する。

なお、実績が無いものについては、原則、企画提案書の採点をせず失格とする。ただし、審査会が認めた場合はこの限りではない。

評価基準		配点
企業の概要、業務実績等	売上高、従業員数、同種業務の実績、業務実施体制等	20

4. 企画提案書の評価項目及び配点、評価基準

提出された企画提案書について、次の評価基準に基づき評価する。

なお、企画提案書の内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない、業務目的に反する記載や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている、実施方針と提案内容に矛盾等があり整合性が図られていない場合は評価しない。

評価基準		配点
業務の企画（業務実施方針、工程表）		10

男女共同参画に対する本市の課題を把握し、関係法令、稲敷市総合計画などの上位・関連計画、国・県等の基本計画との整合を図りつつ、男女共同参画社会実現のための施策提案及び策定支援が期待できるか。	20
市民意識調査、グループインタビュー、パブリックコメント、審議会の運営など、計画策定に係る各種業務への支援内容が妥当か。	20
小計	50

企画提案書の評価

企画提案書の評価は、提案内容の的確性、実現性、技術力等についての評価とする。

採点は評価項目の採点基準に基づき評価点(小数点以下第3位を四捨五入した値)を算出し、50点を満点とする。

【評価項目の採点基準】

評価	評価内容	採点基準
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	普通	配点×0.5
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0

5. ヒアリングの評価基準

ヒアリングの質疑応答の内容について、次の評価基準に基づき評価する。

ヒアリングでは企画提案書に記載された、業務実績、課題に関する提案内容、あるいは取り組み姿勢(業務の着目点や実施方針)に関する質疑応答を行う。

評価基準		配点
専門技術	当該業務の実施方針等や手法について明確に説明でき、業務経験や知識が豊富であるか。	10
取組意欲	当該業務全般を通して取組意欲が感じられ、効果的な提案や積極的な補足説明を示しているか。	5
プレゼンテーション能力	わかりやすく業務に対する期待度が持てるか。また、質問に対する回答が的確で簡潔であるか。	5
小計		20

6. 参考見積について

評価基準		配点
業務コストの妥当性及び価格評価	見積価格は提案限度額内に収まり、適切であるか。	10

参加者中、参考見積金額が最も低いものを10点とする。以下、参考見積金額に応じて点数を比例配分とする。(小数点以下第3位を四捨五入して第2位止め)

7. 企画提案書の特定

プロポーザル審査委員会は、提出された技術資料、企画提案書及びヒアリングについて、各々の評価基準に基づき算出された合計点が最も高い者を、当該業務に最適な者として特定する。

合計点が同点となった者が複数あった場合は、企画提案書の評価の得点がより高い者を特定者とする。

なお、企画提案書を提出したものが1者のみであった場合は、その者を上記の評価基準に基づき評価したうえで協議し、審査委員が認めた場合はその者を最適な者として特定する。